

別紙

令和8年度 知事が定める基準額等（要綱第4条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) ドナーミルク 使用施設支援事業	1 施設当たり 2,200 千円	ドナーミルク使用施設が 母乳バンクに対して支払 う会費	10 分の 10
(2) ドナー登録施設 支援事業	1 件当たり 3 千円	ドナー登録施設が行う、 ドナー登録に必要な問 診・検査等に係る経費	10 分の 10

(注) 上記基準単価を補助金算出の限度とする。